

# 豊明市教育委員会 会議録

「定例会 平成25年6月」

平成25年6月21日（金）午前9時30分豊明市教育委員会6月定例会は、豊明市役所東館3階教育委員会室に招集された。

1 応召委員は、次のとおりである。

委 員 長	：	山 下 徳 治	委員長職務代理者	：	堀 井 典 子
委 員	：	青 山 佳 代	委 員	：	兼 子 幸 夫
教 育 長	：	市 野 光 信			

2 不応召委員は、次のとおりである。

な し

3 出席委員は、次のとおりである。

委 員 長	：	山 下 徳 治	委員長職務代理者	：	堀 井 典 子
委 員	：	青 山 佳 代	委 員	：	兼 子 幸 夫
教 育 長	：	市 野 光 信			

4 会議事件説明のため出席を求めたものは、次のとおりである。

教 育 部 長	：	津 田 潔	指 導 室 長	：	小 出 貴 之
学 校 教 育 課 長	：	下 廣 信 秀	生 涯 学 習 課 長	：	樋 口 進
図 書 館 長	：	神 谷 元 弘	福 祉 体 育 館 長	：	伊 藤 孝 士
給食センター長	：	石 川 広	学 校 教 育 課 長 補 佐	：	近 藤 恒 明
学 校 教 育 課 長 補 佐	：	濱 島 英 生	指 導 室 長 補 佐	：	小 崎 真
環 境 課 長	：	土 屋 正 典			

5 欠席委員は次のとおりである。

な し

6 本会の事務に従事したものは、次のとおりである。

学校教育課 専門員 加納 真由美

本会事件は、次のとおりである。

## 議案

(1) 福祉体育館及び体育施設等指定管理者募集要項・仕様書（案）について

## 報告

(1) 各種委員の委嘱について

(2) さわやか DAY について

(3) 学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク活用訓練結果について

(4) 平成25年度プロフェッショナル出あいふれあい事業について

(5) 平成25年度学校プール開放事業の実施日程について

(6) 豊明市事業仕分けタイムスケジュールについて

その他

- (1) 学校施設の屋根貸しについて
- (2) 次回教育委員会の日程について

学校教育課長 本日の定例教育委員会に傍聴の申し出があり、「豊明市教育委員会傍聴規則第2条」により、傍聴人の氏名・住所の届出がありましたのでご報告いたします。

委員長 委員の皆さんにお諮りいたします。報告がありましたとおり、傍聴人の入室を許可してよろしいですか。

委員 (承諾)

委員長 それでは、傍聴人の入室を許可いたします。

・・・傍聴人入室・・・

委員長 傍聴人に申し上げます。豊明市教育委員会傍聴規則の各条項を十分遵守して傍聴してください。

開会宣言 午前9時35分、6月定例教育委員会の開催を宣言。

会議録承認 5月定例会（5月17日分）の会議録について、承認する旨確認。

委員長報告 5月の定例教育委員会後、5月24日に愛日地区事務研究会、5月27日に愛知地区教育委員会連絡協議会総会、6月1日に桶狭間古戦場及び戦人塚の墓前祭、6月3日臨時教育委員会に参加をしました。愛知地区教育委員会連絡協議会総会には、長久手市、日進市、東郷町、そして豊明市の4市町の教育長及び教育委員にお集まりいただき、今年一年の事業計画等を承認いただきました。また、今年度は豊明市が幹事市であります。事務局は事業準備を早めに行い良い企画運営に努めてください。つぎに6月3日の臨時教育委員会のあと豊明小学校を訪問し佐野校長と協議を行った結果、ある程度の理解を得られ9月から放課後子ども教室を開設する運びとなりました。大変お疲れ様でした。委員長報告は以上です。次に教育長報告をお願いします。

教育長報告 委員長のお話にもありましたように、5月の定例教育委員会以後消防団の観閲式、全国一斉遊びの日、古戦場まつり、星城高校バレーボール部によるフレンドシップ、のぶなが杯空手道選手権大会等様々な行事に参加しました。それでは私からは2点報告します。1点目は6月定例月議会の教育委員会関連の一般質問についてです。回答については次回の定例教育委員会で報告させていただきますが、ひとつめは「豊明市が考えるエネルギー政策について」これは学校施設の対策状況についてということです。ふたつめが「中央小学校の校舎増築について」、これは今までの経緯と今後の進め方、増築する部屋数についてということです。みつめが「特別支援教育について」です。これは就学指導委員会の役割、特別支援教育に対する校長のリーダーシップ、教職員の発達障害に対する知識と理解について等々です。つぎに「健康づくりのために」ということで豊明市のウォーキングイベントについて、「小中学校における道徳教育について」ということで、学校での道徳教育の実際と教科化についてということです。つぎに、「子宮頸がんワクチン接種の問題について」教育委員会は中学校1年女子への接種を勧奨する意味と責任をどう考えているのかということです。最後に「生活保護基準の引き下げへの対応について」ということで、就学援助制度への影響についてということです。

以上定例月議会での質問を紹介させていただきました。2点目は交通事故について報告します。皆様ご存知と思いますが、6月4日小学生の下校時に見守り隊の方が亡くなるという、心痛む事故がありました。教育委員会では、事故を目撃した児童やその他の児童や保護者たちに対して心のケアを行いました。また、見守り隊の方たちが安全にボランティア活動を行っていただくよう、注意喚起の文書を配布しました。また、万一に備えてボランティア保険への加入をしていただくため、名簿の提出もお願いしたところでもあります。教育長報告は以上です。

委員長 ただいまの委員長報告、教育長報告についてご意見ご質問はございますか。

委員 ボランティアの方たちの保険加入はどうなっていますか。また、今回の方の場合はどうでしたか。

指導室長 学校でスクールガードボランティア登録をしている方については、保険に加入しています。また、市の自主防犯ボランティアに登録されている方もあると、県民生活部と連動して保険に加入しています。今回の方は、これらの団体所属ではなく単独でボランティア活動を行っていたため、保険に加入していなかったということです。こういったことから、配布文書の中で安全に活動していただくと共に、学校へボランティア登録をしていただくようお願いしたところです。また、登録をしても活動場所を学校が把握していない方もみえます。そういった方にも学校への登録をお願いしました。

委員 交通事故だけでなく、これからの季節は熱中症なども気になるところです。様々なボランティア活動が安全に行えるような環境に配慮してください。

委員長 ほかに何かありますか。（なし）では、承認とします。

## 議事の経過

委員長 議案（1）「福祉体育館及び体育施設等指定管理者募集要項・仕様書（案）について」説明をお願いします。

体育館長 （資料第1号に沿って説明する。）

委員長 ただいまの議案（1）について、ご意見等はございますか。

委員 指定管理者が導入された場合においても、最終責任者は教育委員会だとは思いますが、行政事務上責任者は誰になりますか。

体育館長 ケースごとによって、指定管理者、生涯学習課長あるいは教育委員会が責任者となることが考えられます。

委員 指定管理者と教育委員会の責任範囲の区分について教えてください。

体育館長 どこまでが指定管理者の責任範囲かについては、良く調べた上で回答させていただきます。

委員長 指定管理者を導入すると体育館長という職がなくなりますよね。現場に市の職員がいなくなるということから、責任の所在を明らかにしておいて欲しいということです。

体育館長 体育館長の職は廃止となります。指定管理者導入後は統括が対処し、その問題の内容によって責任者が決まると考えています。

委員 指定管理者制度導入の検討段階から指摘しているように、この施設は複合施設として老人センター、児童館が同居しているが、他部署との調整はどうなっていますか。

体育館長 今回は体育施設部分のみの指定管理者であるため、他部署の施設内における問題の責任については、それぞれの担当課となっています。なお、詳細については今後関係部署と協議を行い決めていきたいと思えます。

委員 施設内の共用部分において、事故等が起こった時の責任の所在が曖昧のままでは心配なので充分協議検討を行ってください。

生涯学習課長 各委員が心配している共用部分における責任については、細かな責任区分を明確にして指定管理者導入の契約を行います。

委員 指定管理者制度から除外される施設はありますか。

体育館長 都市計画課管理の公園にあるテニスコートについては除外されます。

生涯学習課長 補足ではありますが、都市計画課管理の施設については、別途同一業者と管理委託契約を結び利用者の利便を図ることとしています。

委員 7月中旬に募集要項配布となっていますが、市のホームページへの募集掲載は行いますか。また、配布というのはすでに何社かの申し込み業者が決まっています、その業者に配布という意味ですか。

体育館長 申し込み予定業者が決まっているということではありません。またホームページへの掲載を行い、体育館で申込書等を受け取るということです。現在問い合わせのあった業者は4社です。

委員長 応募は市の指名登録業者しかできませんか。

体育館長 いえ、そうではありません。

委員長 では、応募業者の財務内容等については、どのように審査するのですか。

体育館長 審査委員会委員には税理士もいますので、その方に審査をお願いするということです。

委員長 経営内容も含めてということですか。

体育館長 そのとおりです。

委員 指定管理業者の決定までの途中経過についても、教育委員会への報告はしていただけますか。

生涯学習課長 審査委員会がオープンとなっていますので、途中経過等についてはホームページ上でも確認できます。もちろん教育委員会へも随時報告を行っていきます。

委員 指定管理者への引継ぎ期間が2ヶ月とありますが、大丈夫ですか。

体育館長 他市町の状況から大丈夫と判断しています。

委員長 その他よろしいですか。（なし）では承認とします。くれぐれも慎重に進めてください。  
では、報告（１）「各種委員の委嘱について」説明をお願いします。

図書館長、生涯学習課長、体育館長、学校教育課長（資料第２号に沿って説明）

委員長 何かご質問はありますか。

委員 豊明市体育施設等指定管理者審査委員会の寺澤委員の経歴を教えてください。

体育館長 豊明市在住で、元豊橋技術科学大学の体育学教授を勤めていた方です。

委員長 ほかにご質問等はありませんか。（なし）では承認とします。  
次に報告（２）「さわやかDAYについて」説明をお願いします。

指導室長 （資料第３号に沿って説明を行う。）

委員長 ご質問等はありませんか。（なし）では承認とします。  
つぎに報告（３）「学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク活用訓練結果について」説明をお願いします。

指導室長 （資料第４号に沿って説明を行う。）

委員長 ご質問はありますか。

委員 訓練時の緊急情報はどんな内容でしたか。

指導室長補佐 瀬戸市内で刃物を持った男が徘徊していた、という想定で訓練が行われました。

委員 昨年度は、この緊急情報共有化広域ネットワークを利用した事例はありますか。

指導室長 ネットワークを利用して他市町へ情報提供をしたことはありません。しかし、学校から区長、安全ボランティア等々への発信は２０件ほど発信をしています。

委員 連絡が伝わらなかったということはなかったわけですね。

委員長 ファックスの場合は、気がつかないという事があると思いますが、他の方法は考えていますか。

指導室長 現在まで学校が情報を放置していたという事例もなく、職員が気付きやすい場所に機器が設置されていることもあり、現時点では他の方法は考えていません。

委員長 ファックスが最良とも思えませんが、良い方法があれば採用してください。ほかよろしいですか。では、報告（４）「平成２５年度プロフェッショナル出会いふれあい事業について」説明をお願いします。

学校教育課長 （資料第５号に沿って説明を行う。）

委員長 ご質問はありますか。

委員 第5条の1号に活動分野の規定がありますが、一般の製造業の技術者を講師とすることは考えていませんか。

学校教育課長 この事業は、それぞれの分野におけるプロフェッショナルを講師とし、児童生徒に本物に触れ合う機会を提供することを目的としています。

委員長 活動分野の中に専門技能とあるので、製造業に携わる方でも特別な技能がある方は講師として招かれると思います。

委員 分かりました。

委員長 ほかに質問はありますか。(なし)では承認とします。つぎに、報告(5)「平成25年度学校プール開放事業の実施日程について」説明をお願いします。

学校教育課長 (資料第6号に沿って説明を行う。)

委員 着衣水泳は事前に受講生を募集するのですか。

学校教育課長 事前募集ではなく、終日インストラクターを配置するので誰でも経験することができます。

委員 最終日ではなく、プール開放後初日に開催することはできないですか。

学校教育課長 着衣水泳を行うと、水質管理上問題があるため最終日に実施することとしました。

委員長 開放日の日数は昨年と比較して増減はありますか。

学校教育課長 昨年と同日数の開放となっています。

委員長 ほかよろしかったですか。(なし)では承認とします。つぎに、報告(6)「豊明市事業仕分けタイムスケジュールについて」説明をお願いします。

生涯学習課長 (資料第7号に沿って説明を行う。)

委員長 事業仕分けでの判定結果を、経営戦略会議に諮られると思いますが、事業の継続あるいは廃止等の決定権は市長ですか。

生涯学習課長 市長です。

委員長 分かりました。質問はありますか。(なし)では承認とします。つづいて、その他(1)「学校施設の屋根貸しについて」説明をお願いします。

環境課長 (当日配布の資料に沿って説明を行う。)

委員長 屋根貸しを行うということは決定事項ですか。

環境課長 屋根貸しを行うという方針で、現在新エネルギー推進委員会で審議を行っています。どんな方法で事業を実施するかということは、これからありますが方向としては実施すると

ということです。

委員長 大変重要なことです、委員の方意見はありませんか。

委員 全小中学校の屋根で太陽光発電を行い売電するということとなると、多額な費用が必要となりますが、概算でも結構ですが収支見込みは算出していますか。

環境課長 この事業は、市が発電をし売電するものではありません。市は民間企業に屋根を貸し、民間がパネルを設置し売電を行うものです。民間は売電益を得、市は賃料を収入とします。

委員長 売電価格は今後下がると聞いていますが、事業として成り立ちますか。

環境課長 この事業は、20年間にわたって当初決定された売電価格が変わらないことから、企業にとって確実に利益を得ることができる事業です。

委員 公共施設のうち、まずは学校施設からはじめるということですか。

環境課長 屋根形状及び面積を考慮し、はじめに学校施設からはじめるということです。

委員長 指導室長はこの事業について、承知していましたか。

指導室長 承知していません。ただ、校舎の屋根の現況を確認したいという申し出があったので、各学校に協力依頼はしました。

環境課長 屋根の確認時に、各学校にはこの事業のことはお話ししています。

委員 建物への負担等を考慮し、慎重に実施していただきたい。

委員長 念のために確認しますが、学校現場や児童生徒への影響がないような計画を立てていただけますか。

環境課長 もちろん、学校に迷惑をかけないように実施します。

委員 推進委員会の答申はいつ出ますか。

環境課長 9月に答申が出る予定となっています。なお、7月3日に方針が出るので、その後各学校長に説明を行いたいと思います。

委員長 校舎の屋根貸しが決定しても、工事については来年の夏休み期間ということですね。いずれにしても学校への説明は丁寧にしていただき、確実に理解を得た上で実施するようお願いします。

環境課長 分かりました。

委員長 ありがとうございます。

それでは、その他(2)「次回教育委員会の日程について」説明をお願いします。

学校教育課長 (7月19日(金)午前9時30分から7月定例教育委員会、8月20日(金)午前9時30分から8月定例教育委員会を開催する旨提出。協議を行っていただく。)

委員長 では、7月定例教育委員会の日程については、7月19日（金）午前9時30分から、  
8月定例教育委員会の日程については、8月20日（金）午前9時30分からとします。  
その他に何かございますか。（なし）

閉会宣言 午前11時20分、定例教育委員会の閉会を宣言。